

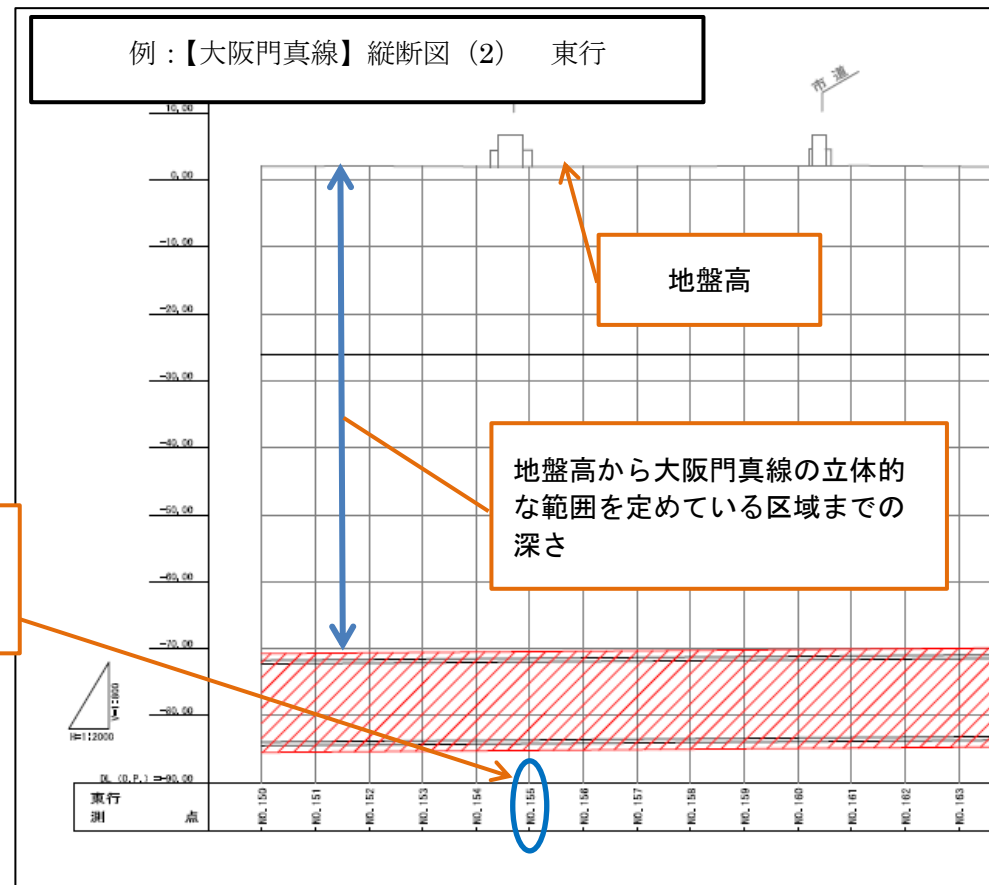
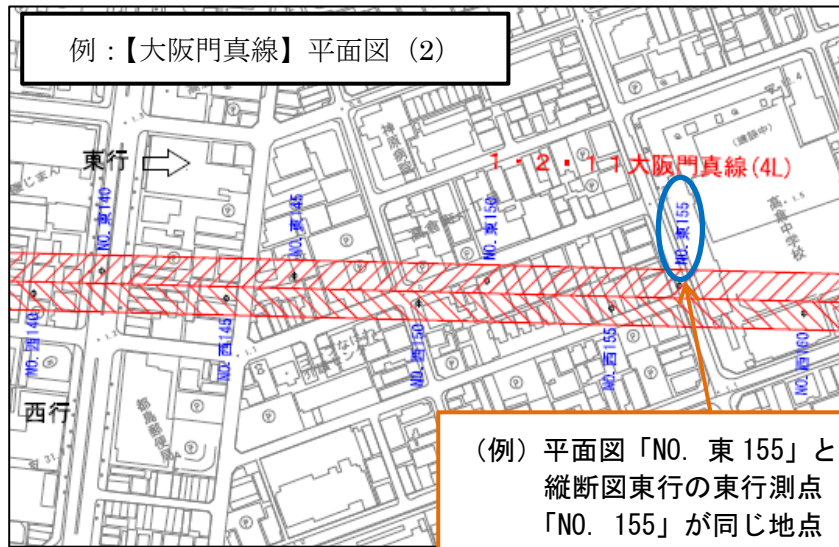


<図面の見方及び明示書の作成方法について>

■ 図面の見方

- ・ 平面図の凡例「立体的な範囲を定めている区域  東」は東行きの道路の区域を、「立体的な範囲を定めている区域  西」は西行きの道路の区域を示しています。
- ・ 平面図に表記している「NO. 東〇〇」及び「NO. 西〇〇」は、それぞれ東行き及び西行き道路の測点ナンバーを示しています。
- ・ 縦断図（東行）の測点ナンバーは、平面図の「NO. 東〇〇」と対応しています。また、縦断図（西行）の測点ナンバーは、平面図の「NO. 西〇〇」と対応しています。
- ・ 横断図は、東行きの測点ナンバーで示しています。



■ 明示書の作成方法

- ・ 申請地付近の平面図及び縦断図（東行）のページを印刷してください。
 - 印刷の設定は「実際のサイズ」または「倍率 100%」を選択してください。それ以外を選択すると縮尺が変わります。
 - 適切に印刷した場合の縮尺は、平面図が 1/2, 500、縦断図が縦 1/800、横 1/2, 000 になります。
- ・ 平面図には、申請地の区域を示してください。
- ・ 縦断図（東行）には、地盤高を示すライン上に申請地の位置を示すとともに、地下構造物（基礎含む）の最深の位置を示してください。